

○立命館大学学費等の納付に関する規程

2005年12月21日

規程第670号

(趣旨)

第1条 立命館大学学則(以下「学則」という。)第66条および立命館大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第88条にもとづき、入学検定料、入学金、授業料、実習費、在籍料、特別在学科、科目等履修料、聴講料、特別履修料、研修料、研究料、外国人研究料および専修料の納付に関する事項を定める。

(入学検定料の納付期日)

第2条 入学検定料の納付期日は、各入学試験要項に定める。

(入学手続時納付金)

第3条 学則第24条および大学院学則第59条に定める入学手続時の納付金は、4月入学者にあっては入学金および入学年次の春学期授業料とし、9月入学者にあっては入学金および入学年次の秋学期授業料とする。

2 前項にかかわらず、経営管理研究科の単位授業料は、入学手続時の納付金から除く。

(入学金の納付期日)

第4条 入学金の納付期日は、各入学手続要項に定める。

(授業料の納付期日)

第5条 授業料の納付期日は、別表1—1に定める。

2 前項にかかわらず、経営管理研究科の授業料の納付期日は、別表1—2に定める。

3 前1項にかかわらず、学則第19条により長期にわたって教育課程を履修することを許可された者(以下「学部長期履修生」という。)の授業料の納付期日は、別表1—3に定める。

4 前3項にかかわらず、外国人留学生在が、復学により新たに在留資格「留学」の取得が必要となったときの授業料の納付期日は、復学を許可された日から2週間以内とする。

(授業料の延納)

第6条 研究科において、当該学生が第3条1項に定める入学金を除く入学手続時の納付金を納付期日までに納めることが困難であると申請し、当該の研究科長が認めるときは、延納を許可することがある。ただし、経営管理研究科については、この限りでない。

2 前項により延納を許可する場合の納付期日は、別表1—4に定める。

(学部長期履修生および大学院長期履修生の授業料の精算)

第7条 学部長期履修生について、入学年次の各学期の授業料は、受講登録により授業料が確定した後に差額を精算するものとし、精算額の返金または追加納付の期日は、別表2に定める。

2 大学院学則第28条の2により長期にわたって教育課程を履修することを許可された者(以下

「大学院長期履修生」という。)について、4月入学者にあつては入学年次の春学期授業料および秋学期授業料の納付があつた場合に、9月入学者にあつては入学年次の秋学期授業料の納付があつた場合に差額を精算し、当該差額を返金するものとし、返金の期日は別表2に定める。

3 大学院長期履修生について、履修を許可された期間を短縮する場合は、既に納めた授業料と標準修業年限で納める授業料の総額との差額を精算し、短縮することとなつた日が属する年度に当該差額の追加納付を請求するものとし、追加納付の期日は別表2に定める。

(懲戒処分により卒業または修了日が延期された者の授業料)

第8条 懲戒処分により卒業または修了の日が翌学期に延期された者は、延期された学期の授業料を納めなければならない。

(実習費)

第9条 学則第62条の5および大学院学則第78条に定める実習費は、別表3のとおりとする。ただし、海外派遣にかかわる実習費は、各実施要項、各募集要項等で定める。

2 実習費の納付期日は、各実施要項、各募集要項等で定める。

(在籍料の納付期日)

第10条 在籍料の納付期日は、休学を許可された日から2週間以内とする。

(特別在学料の納付期日)

第11条 特別在学料の納付期日は、次の各号のとおりとする。

(1) 春学期分 5月31日

(2) 秋学期分 11月30日

(科目等履修料、聴講料、特別履修料、研修料、研究料、外国人研究料および専修料の納付期日)

第12条 科目等履修料、聴講料、特別履修料、研修料、研究料、外国人研究料および専修料の納付期日は、それぞれ許可された日から2週間以内とする。

(各期日が金融機関の休業日である場合)

第13条 この規程に定める各納付期日が金融機関の休業日である場合は、休業日の翌日をその期日とする。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、常任理事会で決定する。

附 則

1 この規程は、2006年4月1日から施行する。

2 この規程により、「立命館大学学費納付規程」、「立命館大学学費納付規程施行細則」は廃止する。

附 則 (2006年3月15日経営管理研究科の科目等履修生受入れによる科目等履修生履修料

の確定に伴う、別表1の一部改正)

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則 (2006年7月5日博士課程後期課程または一貫制博士課程の標準修業年限を超えた者の学費の変更に伴う一部改正)

この規程は、2006年9月26日から施行する。

附 則 (2007年3月15日経営管理研究科学費納付期日の追加に伴う一部改正)

この規程は、2007年4月1日から施行し、2006年4月1日より適用する。

附 則 (2007年3月28日映像学部の聴講料・科目等履修生履修料、小学校教諭免許状取得プログラム(産業社会学部方式)履修料、APU教育職員免許状(英語)取得プログラム履修料の別表への追加および産業社会学部学科再編に伴う実習料等の取り扱いの変更に伴う一部改正)

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則 (2008年3月26日 社会人学生の授業料納入の特例措置による授業料、聴講料、科目等履修生履修料の金額欄の修正、生命科学部の聴講料および科目等履修生履修料、知財プログラム、行政書士プログラム、金融と法講座、日本文化デジタル・ヒューマニティーズ教育プログラム(非正規生)、京都橘大学との交流プログラム(図書館司書課程科目、学校図書館司書教諭課程科目)、大学院早期履修プログラム、大学院進学プログラム、附属高校との連携プログラムの科目等履修料および会計専修料の別表1への追加に伴う一部改正、映像学部の学芸員課程履修料、博物館実習料の別表2への追加、別表2のAPU教育教員免許状(英語)取得プログラム履修料の別表1への移動、別表1の項目名の変更に伴う一部改正)

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則 (2009年3月25日京都橘大学との交流プログラム(図書館司書課程科目、学校図書館司書教諭科目)の廃止ならびに聴講料および科目等履修料にかかわるプログラム等の追加に伴う一部改正)

この規程は、2009年4月1日から施行する。

附 則 (2010年3月31日 納付方法、納付期日、入学手続き時の納付金および延納に関する条項の整理等に伴う一部改正)

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則 (2010年12月22日 復学者の授業料等の整理および実習費の追加に伴う一部改正)

この規程は、2010年12月22日から施行する。

附 則 (2011年3月16日大学院外国人研究生制度創設、新たな在留資格取得が必要となる外国人留学生対応、学部9月入学対応等に伴う一部改正)

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則（2012年3月14日立命館大学大学院学則の一部変更および立命館大学学則の一部変更に伴う全部改正）

- 1 この規程は、2012年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、次の各号の一に該当する学部学生については、2016年3月31日（薬学部は、2018年3月31日）までなお従前の例による。ただし、改正前の第14条を除く。
 - (1) 2012年3月31日に在籍する者
 - (2) 2012年度に2年次以上に再入学、転入学、編入学または学士入学する者
 - (3) 2013年度に3年次以上に再入学、転入学、編入学または学士入学する者
 - (4) 2014年度に4年次以上に再入学する者
 - (5) 2015年度に5年次以上に再入学する者
 - (6) 2016年度に薬学部の6年次以上に再入学する者
 - (7) 2017年度に薬学部の7年次以上に再入学する者

- 3 第1項にかかわらず、次の各号の一に該当する大学院学生については、2016年3月31日までなお従前の例による。
 - (1) 2012年3月31日に在籍する者
 - (2) 2012年度に2年次以上に再入学または転入学する者
 - (3) 2013年度に3年次以上に再入学または転入学する者
 - (4) 2014年度に4年次以上に再入学する者
 - (5) 2015年度に5年次以上に再入学する者

附 則（2016年3月30日社会調査士実習料の徴収廃止、精神保健福祉士課程および小学校教諭免許状取得プログラム（産業社会学部方式）の終了等に伴う一部改正）

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則（2017年1月25日授業料および特別在籍料の納付期日変更ならびに授業料の延納制度の変更に伴う一部改正）

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則（2017年12月6日学期名称ならびに学部長期履修生および大学院長期履修生の授業料の精算の変更、情報通信費の削除等長期履修に伴う一部改正）

この規程は、2018年4月1日から施行する。

【別表1—1 授業料の納付期日】

（第5条第1項関連）

入学区分	授業料区分	納付期日
4月入学者	入学年次の春学期授業料	入学手続要項に定める日
	上記以外の春学期授業料	5月31日

	秋学期授業料	11月30日
9月入学者	入学年次の秋学期授業料	入学手続要項に定める日
	上記以外の秋学期授業料	11月30日
	春学期授業料	5月31日

【別表1—2 経営管理研究科の授業料の納付期日】

(第5条第2項関連)

入学区分	授業料区分		納付期日
4月入学者	入学年次の春学期授業料		入学手続要項に定める日
	上記以外の春学期授業料	固定授業料	5月31日
		単位授業料	7月20日
	秋学期授業料	固定授業料	11月30日
単位授業料		12月31日	
9月入学者	入学年次の秋学期授業料		入学手続要項に定める日
	上記以外の秋学期授業料	固定授業料	11月30日
		単位授業料	12月31日
	春学期授業料	固定授業料	5月31日
単位授業料		7月20日	

【別表1—3 学部長期履修生の授業料の納付期日】

(第5条第3項関連)

入学区分	授業料区分		納付期日
4月入学者	入学年次の春学期授業料		入学手続要項に定める日
	上記以外の春学期授業料		7月10日
	秋学期授業料		11月30日
9月入学者	入学年次の秋学期授業料		入学手続要項に定める日
	上記以外の秋学期授業料		1月10日
	春学期授業料		5月31日

【別表1—4 延納を許可する場合の授業料の納付期日】

(第6条第2項関連)

入学区分	納付額	納付期日
4月入学者	春学期授業料の半額	入学手続要項に定める日
	春学期授業料の半額	5月31日
9月入学者	秋学期授業料の半額	入学手続要項に定める日
	秋学期授業料の半額	11月30日

【別表2 学部長期履修生および大学院長期履修生の授業料の返金または追加納付の期日】

(第7条関連)

入学区分	区分	期日
4月入学者	返金	7月31日
	追加納付	7月10日
9月入学者	返金	1月31日
	追加納付	1月10日

【別表3】 (実習費)

(第9条関連)

(単位：円)

名称	区分	金額	備考
社会福祉士課程福祉教育費		70,000	
福祉実習費		28,000	
介護等体験履修料		3,000	
学芸員課程履修料		3,000	
図書館司書課程履修料		15,000	
学校図書館司書教諭課程履修料		8,000	
実験実習受講料		3,000 (1科目につき)	
エクスターンシップ履修料		52,500	
教育実習履修料		5,000	
博物館実習料	選択コース	1,000 (1回につき)	
	定時コース	10,000	
	科目等履修生	12,000	
教育演習料		20,000	